

第7回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 録（要 旨）

日 時：平成26年12月11日（木）午後6時30分～8時30分
会 場：伊丹市立中央公民館 講義室A
出席委員：秋月委員・稲垣隆弘委員・上埜委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・
高濱委員・中田委員・吉本委員
司 会：秋月委員

1. 開 会

（1）出席委員・傍聴者の報告

出席委員：9名

傍聴者：なし（他に行政職員の見学2名）

（2）議事録署名人

今回は中田委員と吉本委員にお願いする。

2. 議 事

（1）前回の討議「地域コミュニティについて」 まとめ

地域コミュニティは非常に重要であるので、地域コミュニティに関する重要事項はまちづくり基本条例に規定すべきである。

- ・地域ごとに住民の居場所を作り、心豊かに暮らしていくことが必要
- ・情報共有が必要
- ・地域活動には主体的に参加する
- ・助け合いが必要
- ・活動内容を広く周知する
- ・今の活動を次世代に引き継ぐ

→具体的な規定内容については、今後参画協働推進委員会で議論を進めていく。

（2）討議「地域組織について」 説明の後、出席委員で議論。

【討議で出た意見の概要】

伊丹市の良好なコミュニティを持続させていくための仕組みとして、地域組織はまちづくりの重要な要素だと思うので、まちづくり基本条例に規定した方がいい。

→具現的な制度設計の後、まちづくり基本条例に位置付ける事項を検討していく。

- ・自治会長が地域の色々な会の会長と兼ねているなど、特定の人に負担が大きくなっている現状がある。ゆるやかなつながりによる大きな組織をつくることによって、特定の人への負担が軽減し、担い手が増えるのではないか。また、担い手不足を解消するには、市民も行政も意識を変え、それぞれの生活形態に応じ、参画できる時にできることをするというように、役割分担のあり方を見直していくことが大切である。
- ・地域の活動を若い人に伝えていけるような組織でないといけない。
- ・役員だけが知っているというのではなく、市民全員が情報を共有しながら物事を決定できるような組織であることが大切である。
- ・地域における、既存の多様な団体や委員が組織に入ることによって、相互に情報の共有化が図られることが大切である。
- ・一人の人の独断にならないよう、複数の役員が議論しながら相互にチェックしあうことが大事である。
- ・組織をつくることによって、事業集約と経費節減を行い、ビジネス的手法を用いながら、効率化を図る取組みも可能になり、地域の独自性に応じた事業展開ができるようになるのではないか。
- ・災害時などを想定すると、何かあった時に校区ごとに迅速に動くことのできる強固な組織が必要である。

(3) 第8回会議の検討事項について

条例に新たに規定する内容について

①「行政運営について」

②「市長と職員に関することについて」

【資料に基づき、事務局より説明】

※その他、新たに規定すべき事項があるかどうか、ある場合はどういったことかについて、委員各自で検討し、第8回会議で議論を行う。

3. 閉 会

今後の予定の案内

第8回 平成27年1月20日(火)午後6時30分～ 伊丹市立中央公民館講義室B

第9回 平成27年2月22日(日)午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室

(後日通知を送付します。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします)

以上の通り、第7回伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議会議録として確認します。